

答弁書第一二二号

内閣参質一七七第一二二号

平成二十三年三月二十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員浜田和幸君提出専業主婦等に係る年金救済制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出専業主婦等に係る年金救済制度に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十三年三月八日に厚生労働大臣が決定した「第三号被保険者の記録不整合問題への対応について」において、「被保険者は、三号から一号に訂正し、訂正の時点で時効により保険料を納められなくなった全期間（過去の訂正による期間を含む）にわたって、保険料を追納することができないようにすることを検討する。ただし、一挙に保険料を納付することが困難な場合は分割納付を認める等の配慮を検討する。」とされていること等を踏まえ、現在、厚生労働省において検討しているところである。

二及び三について

御指摘のような救済を行うことについては、保険料を納めてきた者との公平性、保険料納付意欲に与える影響等を勘案しつつ、慎重に検討すべきものであると考える。

四について

厚生労働省としては、第三号被保険者として記録管理されていた期間が実際には第一号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の事務処理の統一を図るため、日本年金機構に対し、御指摘の課長通

知を発出したものである。